

『輸出物品販売場制度の改正 経済活性化・国際化に一役』

10月1日から、従来免税販売の対象となっていなかった消耗品（食料品、飲料品、薬品類、化粧品類、その他消耗品）を含めた、全ての品目が消費税免税の対象となるとともに、手続きに必要な書類等の様式が弾力化された。輸出物品販売場制度における消費税免除制度で、輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される。今回の改正で、経済産業省・国土交通省・消費者庁は、1,000万人を突破した訪日外国人旅行者の更なる潜在的な需要を喚起し、経済の活性化を狙っている。経産省は、式典の開催や訪日外国人旅行者および海外に対する免税制度の周知、免税店拡大に向けた小売事業者への情報発信の強化に取り組む。観光庁では、免税店のブランド化・認知度向上を目的とした免税店シンボルマークを店頭等に掲示することで、日本の免税店についての外国人旅行者からの識別性を向上させ、外国人旅行者の利便性向上を図る。また、専用のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>) を作成し、免税店事業者参画への強い呼びかけを展開している。

『2020年指導的地位に占める 女性の割合はどうか』

女性の社会進出を促し、かつ、男性労働者のサポート役ではなく、女性労働者が職場で指導的地位を担うことができるよう促す動きが活発化している。

2014年6月の閣議決定では、2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%に引き上げることが明記されている。そのために女性登用の現状把握や目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定等を進める意向だ。

現実はどうだろうか。民間企業においては1985年に管理職（課長級以上）に占める女性の割合は1.4%であったが、2013年には7.5%に増加している。約30年で5倍以上になったとも言えるが、諸外国の水準が30～40%であることを考えると、著しく低い割合という方が正しい認識だろう。女性の登用が進まない理由は業種や業態により枚挙に暇がないほどあがっている。しかし、男女が平等であるべきという社会的な正義の実現以前に、労働力人口がこの先大きく減少することによる人材の争奪戦が予想される現状、女性を登用しなければ商機も勝機も減少することは間違いない。数値合わせで一気に女性管理職を増やすのではなく、時間をかけて自社の実態にあった女性の活用、登用を実現させるべきだろう。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。